

豊橋市広報紙広告掲載基準

市が発行する広報紙に民間事業者等の広告を掲載するにあたっては、豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第2条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項について審査会で審査し、掲載の可否を判断するものとする。

1 禁止事項

- (1) 読者が市の事業であると錯誤しやすいもの
- (2) 個人の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現
- (3) 特定の業者及び業種に不利益を与えるもの
- (4) 当該業種において、関係法令等に広告等の制限があり、当該規定を遵守していないもの

2 規格等

- (1) 使用する文字は、原則として6ポイント以上とする。
- (2) 漢字、音訓、仮名遣い、送り仮名、カタカナ表記及びローマ字のつづり方は、原則として、共同通信社発行の最新の「記者ハンドブック」に準ずる。
- (3) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。
- (4) ユニバーサルデザインに配慮し、視覚障害の読者にも読める配色とすること。
- (5) 広告枠の罫線は、1.4ポイント、色は、黒の囲み罫線とする。
- (6) 広報紙を切り取り割引券として使えるような広告の掲載は不可とする。

3 広告表示について

- (1) 広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称（法人名、代表者名またはその名称が通常一般に理解できるもの）、所在地及び電話番号を明記しなければならない。

※正規の団体名や会社名を使わず、通称などの別の名称で掲載する場合、その名称は、通常一般の人が理解できるものでなければならない。

- (2) 官公庁、財団等の公益団体、またはブランド力のある企業と紛らわしい社名やグループ企業を記載し、いかにも関連会社であるかのような表示は確認のうえ掲載する。

※正式に登記された社名であるか確認する。

※「○○グループ」などの表示があるときは、事実関係を確認する。

※上記以外にも、講習会の名称に有名企業名を使用したりしている広告は事実関係を確認する。

附 則

この基準は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 24 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 5 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 11 月 27 日から施行する。